

4 各食育推進事業の概要一覧

I 学びと実践による健康につながる生活習慣の確立

(1) ライフステージに応じた多様な場での食育の推進

| | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----|--------------------------|--|------------------|
| 1 | 母子健康手帳交付時の情報提供 | 母子健康手帳交付の際に、妊娠中の生活について保健指導を行うとともに、妊娠期の食生活や授乳・離乳、幼児栄養教室等についての情報提供を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 2 | 妊婦健康診査・産婦健康診査・乳幼児健康診査 | 妊産婦、乳幼児の身体の異常の有無を早期に発見するため健康診査を行い、健診の結果をもとに、栄養指導を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 3 | 妊産婦・新生児・乳幼児家庭訪問 | 妊産婦、新生児及び乳幼児の健康管理及び健康の保持増進を目的に、保健師や助産師等が家庭訪問をする際、食生活や授乳についての相談に応じます。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 4 | 妊産婦・乳幼児なんでも相談 | 市民センターなどの地域の身近な施設で、妊娠期や乳幼児期の食事や子育てに関する相談を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 5 | 地域における未就学児食育指導 | 保育所において、地域における未就学児の保護者に対して、離乳食の作り方等の説明などを行い、相談に応じます。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 6 | 子育て支援サロンにおける相談・講座 | 子育て支援サロン「びあちゅーれ」において子育てに関する相談・講座等を行います。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 7 | 母親教室 | 妊娠中の健康管理や赤ちゃんのすこやかな発育のために大切な食生活についての講話と調理実演（実習）、個別相談を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 8 | 離乳食教室 | 乳児の成長、発達に沿った離乳食の進め方について、栄養士による講話と調理実演（実習）、個別相談を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 9 | 幼児栄養教室 | 幼児期の食事や食習慣の形成について、栄養士による講話や調理実演、個別相談等を行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 10 | 親子ですすめる食育教室 | 幼稚園や保育所等において、未就学児の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 11 | 未就学児の基本的な生活習慣の確立 | 子どもたちが小学生になるまでに身につけておく必要がある基本的な生活習慣や食事の大切さなどについて、わかりやすく情報提供するため、未就学児の保護者を対象とした家庭教育リーフレット「きほんのき」を作成、配布します。 | 教育委員会 学校教育課 |
| 12 | 保育所等を通じた家庭・地域への食育の推進 | 献立表や食育だよりの家庭への配布、給食レシピ集の作成、保護者試食会の実施等により家庭・地域への情報発信を行い、食育の啓発を図ります。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 13 | 保育所等における給食を通じた食育の推進 | 給食を生きた教材として活用した食育の充実を図ります。年間の指導計画を作成し、食事のバランスや基本的なマナー等の指導とともに、郷土料理や行事食を積極的に取り入れて、食文化への理解を深めるなど計画的・体系的な食育指導の取り組みを推進します。また、保育所等の保育士や調理員を対象に食育研修を実施します。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 14 | 給食におけるアレルギー対応 | 保育所等においてアレルギーに対応した給食の提供を行います。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 15 | 保育所等における体験的活動の推進 | 保育所等におけるクッキング保育、栽培活動、農業体験活動等を通して、子どもの食に対する興味・関心を高め、食育の充実を図ります。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 16 | ホームページでの保育所給食の献立・栄養情報の提供 | 市内保育所給食の毎月の献立表やおすすめレシピ、幼児の食生活のポイントを掲載することで、誰もが気軽に参考にできるよう情報提供を行います。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 17 | 学校における食育推進事業 | 子どもが発達の段階に応じて、食に対する知識や食を適切に選択する力を身につけるとともに、調理に関する基本的技能を習得し、健全な食生活を実践することができるよう体系的な食育を推進します。 | 学校教育課、 教育センター |
| 18 | 学校給食による食育の推進 | 小中学校9年間を通じて給食を「生きた教材」として教育活動の様々な場面で活用し、栄養教諭等と連携した食育指導を充実させるなど、学校における食育を推進します。 | 教育委員会 学校保健課 |
| 19 | 給食におけるアレルギー対応及び別調理対応 | 学校においてアレルギー対応給食の実施や特別支援学校で嚥下困難な児童・生徒に対応した別調理による段階食の提供を行います。 | 教育委員会 学校保健課 |
| 20 | 栄養教諭による食に関する指導 | 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭と連携しながら、学校においても「食に関する指導」を行うため、栄養教諭を配置します。 | 教育委員会 教職員課 |
| 21 | 北九州市子どもを育てる10か条普及促進 | 食事が楽しみな家庭づくりなど、本市の子育て・親育ちのためのルールとして制定した「北九州市子どもを育てる10か条」の普及促進を図ります。 | 教育委員会 学校教育課 |
| 22 | 学校給食献立レシピコンクールの開催 | 地産地消をテーマに児童・生徒の意見や嗜好等を生かした、魅力あるおいしい給食を提供するため、児童・生徒からアイデアを募る「学校給食献立レシピコンクール」を実施し、受賞献立を給食で提供します。 | 教育委員会 学校保健課 |

| | | | |
|----|-----------------------|--|-----------------------------|
| 23 | 学校給食レシピのホームページでの紹介 | 給食で人気のメニューを家庭でも調理できるよう、ホームページでレシピを公開しています。 | 教育委員会 学校保健課 |
| 24 | 地域食育講座 | 望ましい食習慣の定着および「食」を通じた健全な心身の育成を図るため、栄養士が市民センター等で、地域における食育の課題や希望内容に合わせたテーマについて講話や調理実演・実習を行います。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 25 | 【強化】高校生への食育の推進 | 高校生を対象に、食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 26 | 大学と連携した食育推進 | 学生たちがワークショップ等により、食育に関する課題を見つけ、改善に向けた取り組みを検討し、啓発活動等を行うことで、若者による食の活性化活動を行います。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 27 | 社員食堂を通じた健康づくり | 企業における栄養・食生活の改善を支援し、食を通じた社会環境整備の促進を図ります。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 28 | ジェンダー平等の視点からの父と子の食育講座 | 父親と子どもを対象とした料理教室を開催することで、親子の交流や男性の家事参加を促進するとともに、家庭での食育の関心を高めます。 | 総務局 女性の輝く社会 推進室 |
| 29 | 栄養士さんの元気レシピの提供 | 栄養バランスのとれた適塩の献立をホームページ等で紹介します。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 30 | 【強化】プラス野菜一皿運動 | 1日 350gの野菜摂取を目指して、「毎日プラス野菜一皿」に向けた啓発等の取り組みを行います。8月を強化月間とする他、季節に応じた野菜摂取に向けた情報を提供します。また、健康づくりアプリを活用し、野菜摂取量記録などによる食習慣の見える化を図ります。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 31 | 高齢者食生活改善事業 | 高齢者の低栄養や生活習慣病を予防することを目的に、区役所や市民センター等において講話や調理実演・実習、食生活に関する相談を行います。 | 保健福祉局 認知症支援・介 護予防センター |
| 32 | 訪問給食サービスの実施【新規掲載】 | 栄養管理・改善の必要なひとり暮らし高齢者等を対象に、安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達します。 | 保健福祉局 長寿社会対策課 |
| 33 | お口の元気度アップ事業 | 高齢期における歯と口の健康を維持増進するために、高齢者を対象とした相談会や出前講演などを実施し、口腔機能の維持・向上の重要性や正しい知識・技術について普及啓発を行います。 | 保健福祉局 認知症支援・介 護予防センター |

(2) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

| | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----|---|---|---|
| 34 | 幼児期からの生活習慣病予防教室 | 小児の肥満対策を目的に、幼稚園や保育所（園）等において、園児や保護者を対象に栄養士による講話や相談、運動指導員による運動実習などを行います。 | 子ども家庭局 保育課 |
| 35 | 食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策事業 | 児童生徒等における肥満・痩身対策の指針として作成した「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策ガイドライン」に沿い、各学校において効果的な指導を行い、学校医等や家庭との連携の強化を図ることなどにより、肥満・痩身対策事業の充実に努めていきます。また、児童生徒等及び保護者に対して、肥満・痩身に関する知識の習得や意識の向上を図ります。 | 教育委員会 学校保健課 |
| 36 | 特定健診・特定保健指導 | 生活習慣病予防を目的として、北九州市国民健康保険に加入する40歳～74歳に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、健診の結果、特定保健指導やその他の保健指導等適切な事後フォローを実施します。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 37 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規掲載】 | 本市の高齢者の生活習慣病等の疾病予防・重症化予防や介護予防・フレイル予防を一体的に実施し、市民の健康寿命の延伸を推進します。KDBシステムを活用して、健康課題を分析・把握し、対象者を抽出して、国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護予防事業、フレイル対策事業を接続させ、福岡県等と協力しつつ効果・効率的に実施します。 | 保健福祉局 健康推進課 保健福祉局 認知症支援・介 護予防センター |
| 38 | 健康教育 | 生活習慣病予防を目的に、特定保健指導の対象外となるが、高血圧症や糖尿病等のために生活習慣の改善が必要な市民を対象とした個別保健指導を行います。また、区役所及び市民センター等で様々な健康課題をテーマとする集団教育を行います。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 39 | 健康相談 | 市民の健康の保持・増進を目的に、区役所や市民センター等で、生活習慣病予防の食事等、健康に関する総合的な助言・指導を行います。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 40 | 特定健診事後フォロー (特定保健指導非対象者の保健指導および糖尿病性腎症重症化予防対策) | 特定保健指導対象者で心房細動、高血圧、高血糖、脂質異常、腎機能低下の者を対象に専門職が家庭訪問等を行い、生活習慣の改善や治療の継続を支援し、重症化を予防するもの。併せて糖尿病性腎症重症化予防を目的に、過去健診受診歴があり、糖尿病が疑われる者で、医療受診の確認ができない者に対し重症化予防を目的に保健指導を実施します。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 41 | 高血圧等に関する健康学習の実施【新規掲載】 | 地域で健康づくりの実践活動を行うボランティア食生活改善推進員や健康づくり推進員を対象に、高血圧についての理解を深める学習会の支援を行い、地域の健康づくりへの意識の向上を図ります。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 42 | 健康手帳交付 | 自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康診査等の記録、その他健康保持のために必要な事項及び各種の保健情報等を記載した健康手帳を配布します。 | 保健福祉局 健康推進課 |

| | | | |
|----|--------------------------|--|-------------------------|
| 43 | 減塩の普及に向けた取り組み | 減塩の必要性や減塩方法についての普及に向けた取り組みを行います。また、9月を「減塩推進月間」として関係部局等と連携し、重点的な啓発を行います。「塩分チェック」を活用した食塩摂取量を見える化により、効果的な減塩の取組を支援します。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 44 | 口腔保健支援センター事業 | 関係機関・団体と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進します。また、歯周病（歯周疾患）検診や歯周病予防講座等を通して、歯を失う主要な原因である歯周病予防に取り組みます | 保健福祉局 健康推進課 |
| 45 | 乳幼児歯科健康診査 | 登録歯科医療機関における1歳6カ月児及び3歳児を対象とした歯科健診・歯科保健指導を実施します。 | 保健福祉局 健康推進課 |
| 46 | 食生活改善推進員による訪問事業 | 食生活改善推進員が地域の高齢者宅を訪問し、食事等に関する状況確認やアドバイスをを行い、低栄養予防の普及啓発を図るとともに、虚弱者を把握して必要な支援につなげることで介護予防を図ります。 | 保健福祉局 認知症支援・介護予防センター |
| 47 | 短期集中予防型サービス栄養訪問コース【新規掲載】 | 要支援1・2等の方を対象に、管理栄養士が低栄養予防・栄養状態改善のための訪問を行い、生活機能の維持向上を目指します。 | 保健福祉局 認知症支援・介護予防センター |
| 48 | 高齢者の低栄養予防に関する普及・啓発事業 | 食品摂取状況を自分で確認できるチェックシートなどを公的機関などを通して高齢者に幅広く配布するとともに、ホームページに掲載し誰もが入手できるようにすることで、高齢者の低栄養予防の普及啓発を図ります。 | 保健福祉局 認知症支援・介護予防センター |

II 次世代へつなぐ社会環境の整備

(1) 食と環境の調和の推進

| | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|--|-------------------------------------|
| 49 | 地元いちばん・地産地消推進事業 | 地元産農林産物の消費拡大や生産者との消費者との顔の見える信頼関係を構築するため、あらゆる機会をとらえて市内産農林産物の消費宣伝を行い、周知を図ります。また、地産地消サポーターの活動、取り組みを充実させ、さらに地産地消を進めます。 | 産業経済局 農林課 |
| 50 | 市内農林水産物の給食への利用拡大 | 給食における地産地消の取り組みを充実するために、市内産農林水産物の安定供給や新規品目の生産振興、新たな産地作りに取り組み、関係団体等と連携しながら、保育所、学校給食への市内産農林水産物の利用率向上をめざします。 | 産業経済局農林課 子ども家庭局保育課 教育委員会学校保健課 |
| 51 | 安全安心な水産物供給事業 | 生食用カキの衛生検査（継続）、魚介類加工品及び加工用海水等の衛生検査を実施し、安全・安心な水産物の供給を目指します。 | 産業経済局 水産課 |
| 52 | 中央卸売市場施設見学 | 小学校、一般団体を対象に、食物の流通に対する知識・理解を深めるために、市場の説明や青果の模擬セリなどの体験を行います。 | 産業経済局 中央卸売市場 |
| 53 | ブランド水産物強化支援事業 | 水産物のブランド力の維持強化のため、PR活動などに取り組みます。 | 産業経済局 水産課 |
| 54 | 農商工連携 | 農林漁業者と商工業者が新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組み、新たな市場の創出や地域の就業機会の拡大などに寄与するため、異業種とのマッチングによる農商工連携の機会創出や事業化の支援などをすすめます。 | 産業経済局 農林課 |
| 55 | 食農教育の推進 | 小学生に対し、農家による出前授業やバケツ稲や学校菜園等の栽培指導を行い、農業及び地産地消への理解促進を図ります。 | 産業経済局 農林課 |
| 56 | 農・畜産作業の職場体験学習・研修の支援（受入） | 小・中・高校生、特別支援学校生等を対象に、園芸、畜産の作業体験等を通して自然の恩恵や食に関わる人々、食用に供される動物の命への理解を深める講義を行い、食に関する感謝の気持ちを育みます。 | 産業経済局 総合農事センター |
| 57 | 北九州市中央卸売市場みらい塾「出前講演」 | 市民センターや学校等に市場関係者が出向き、新鮮な食材の選び方・取り扱い方や食品の安全・安心についての講演を通じて相互交流を図ります。 | 産業経済局 中央卸売市場 |
| 58 | 長野緑地 「市民参加による農業体験教室」 | 公園計画地内（長野緑地）に複数の活動エリアを設け、一年を通してそれぞれのエリアで有機農業栽培管理や花作りを体験する市民参加による農地等の整備、管理等に取り組みます。また、収穫物を使用したイベント等、市民参加を拡大するイベント等を開催します。 | 建設局 公園管理課 |
| 59 | 北九州エコライフステージの開催 | 環境活動に取り組む団体の地産地消による食のコーナーや食品ロス問題の周知など、日々の食生活を通じて身近なことからできる環境行動を知ってもらい、エコなライフスタイルを提案します。 | 環境局 環境学習課 |
| 60 | 食品ロス削減対策「残しま宣言」運動の実施 | 市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減の取組みを、3切り運動等も含めて「残しま宣言」として周知するとともに、生ごみ排出を減らす調理方法等を学ぶ料理講座を開催する等、「残しま宣言」運動として食品ロスの削減に向けた様々な啓発活動を実施します。 | 環境局 循環社会推進課 |

(2) 食の安全・安心

| | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----|--------------|---|----------------|
| 61 | 食品衛生カレッジモニター | 市内の大学の学生を対象に、食品衛生に関する講義や食品関連施設の見学を通して正しい知識の普及を図るとともに、市の施策に対する意見や要望の聴取を行います。 | 保健福祉局 保健衛生課 |

| | | | |
|----|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| 62 | 体験型リスクコミュニケーション事業 | 市民が保健所監視員と共に食品関連施設への立入、食品検査等を体験することを通して、意見交換、食中毒予防のための啓発を行います。 | 保健福祉局 保健所東部生活衛生課、西部生活衛生課 |
| 63 | 食品衛生市民講座 | 市民を対象に、食品衛生に関する講義、施設の視察、意見交換等を行います。 | 保健福祉局 保健所東部生活衛生課、西部生活衛生課 |
| 64 | 食に関する身近なリスクをテーマとしたリスクコミュニケーションの取組 | 市民や食品関連事業者を対象に、衛生講習会やシンポジウム等を開催し、リスクについて情報提供及び意見の交換を行うことにより、正しい知識の普及を図ります。 | 保健福祉局 保健所東部生活衛生課、西部生活衛生課 |
| 65 | 栄養成分表示に関する正しい知識の普及・啓発【新規掲載】 | 栄養成分表示等の見方や活用について、ホームページ等で情報発信を行います。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 66 | 食品による危害発生防止のための監視指導 | 「北九州市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設の立入検査や流通食品の検査等を行い、食品の安全確保に努めます。 | 保健福祉局 保健所東部生活衛生課、西部生活衛生課 |
| 67 | 食品の安全に関する庁内連絡会議 | 「食品の安全に関する庁内連絡会議」を定期的に開催し、食品の安全に係る市役所内関係部局の連携を図りながら、食品供給行程の各段階（生産から消費まで）における安全対策に取り組めます。 | 保健福祉局 保健衛生課 |
| 68 | 農作物生産振興対策事業 | 消費者へ安全・安心な農産物の提供を目的に、生産者に対し、農薬の適正使用や使用履歴の記帳の啓発や指導を行います。 | 産業経済局 農林課 |

(3) 社会全体で食育を推進する体制の整備

| | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----|--------------------------|--|-------------------------|
| 69 | NPO・市民活動促進事業 | NPO・ボランティア活動等の市民活動促進のため、「市民活動サポートセンター」において、市民活動等に関する相談受付や情報提供を行います。また、ミーティングスペースの貸出や交流会の開催、広報誌の発行を通して、活動の場の提供や団体間のネットワークづくりなどの支援を行います。 | 市民文化スポーツ局市民活動推進課 |
| 70 | 食生活改善推進員の養成・活動支援事業 | 食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会などの活動を支援します。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 71 | 市民センターを拠点とした健康づくり事業 | 市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 72 | 「ふれあい昼食交流会」支援事業 | 北九州市食生活改善推進員協議会が地域で実施している高齢者を対象とした「ふれあい昼食交流会」の支援を行います。 | 保健福祉局 認知症支援・介護予防センター |
| 73 | 子ども食堂開設支援事業 | 平成 29 年 8 月に創設した子ども食堂ネットワーク北九州や平成 30 年度から配置した子ども食堂コーディネーターを中心に、地域や民間団体を主体とした子ども食堂の開設、安定運営に向けたバックアップ体制の構築や財政支援など、更なる開設機運の醸成や支援の輪を広げる活動を広げます。 | 子ども家庭局 子育て支援課 |
| 74 | 「北九州市食育推進ネットワーク」の構築 | 食育関係団体・者とのネットワークを構築し、食育に関する情報の共有化を図るとともに、相互の連携・協力による食育を推進します。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 75 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 | 誰もが多様な働き方や生き方が選択でき、活力ある豊かな社会を実現するため、企業・働く人・市民・行政で構成された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を運営し、市民や企業に対してワーク・ライフ・バランスの理解促進のための啓発事業等を行います。 | 総務局 女性の輝く社会推進室 |
| 76 | 【検討中】ショート動画等を活用した食育啓発 | 隙間時間に楽しみながら食と健康について学べる学習資材を活用した食育の啓発を行います。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 77 | 【強化】きたきゅう健康づくり応援店事業 | 市民の健康増進を図るため、健康・食育情報の提供やヘルシーメニューの提供、受動喫煙防止など、市民の健康づくりを応援する食品関連事業者等を「きたきゅう健康づくり応援店」として登録してPRし、支援します。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 78 | 食品取扱事業者等と連携した食環境整備【新規掲載】 | イベントの開催や POP 等の掲示など野菜摂取増や減塩等の啓発に向けた啓発の取組みを食品関連事業者等と連携して推進します。 | 保健福祉局健康推進課 |
| 79 | 給食施設等の指導・支援 | 給食施設に対して、施設訪問や研修会を開催するなど、各施設が利用者に応じた食事や栄養情報を提供するための指導・支援を行います。 | 保健福祉局健康推進課 |

第5章 資料編

Ⅰ 北九州市食育推進懇話会

(1) 北九州市食育推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に基づき定める本市の食育推進計画の策定及び推進について、食育の関係者、関係団体、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的に、「北九州市食育推進懇話会」(以下「食育懇話会」という。)を開催するもの。

(構成員)

第2条 食育懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 保育・教育関係者
- (3) 農林漁業関係者
- (4) 民間企業等従事者
- (5) 消費者団体構成員
- (6) 食に関するボランティア団体構成員
- (7) その他、食育に関して専門的知識を有するもの

2 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和6年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 食育懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は食育懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 食育懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を協議する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録の公開)

第6条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過(発言の内容)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(招集)

第7条 食育懇話会は必要に応じ座長が招集する。

(意見の聴収)

第8条 食育懇話会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(責務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 食育懇話会の庶務は、保健福祉局健康推進課、子ども家庭局保育課、産業経済局農林課及び教育委員会企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 要綱に定めるもののほか、食育懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(2) 北九州市食育推進懇話会構成員名簿

◎ 座長 ○ 副座長 (50音順、敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|----------|--------------------------------|
| 穴井 秀和 | 一般社団法人北九州市 PTA 協議会 常務理事 |
| ◎ 天本 理恵 | 西南女学院大学保健福祉学部栄養学科 准教授 |
| 河野 恵美 | 公益社団法人北九州市医師会 理事 |
| 木村 知子 | 一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟 監事 |
| 黒田 玲子 | 一般社団法人北九州市保育所連盟 理事 |
| 田中 好純 | 一般社団法人北九州市食品衛生協会 常務理事 |
| 中尾 由香里 | 連合福岡・北九州地域協議会 北九州市教職員組合 栄養教諭部長 |
| ○ 長尾 由起子 | 北九州市食生活改善推進員協議会 副会長 |
| 永津 てるみ | 北九州農業協同組合 非常勤理事 |
| 西村 早苗 | 公益社団法人福岡県栄養士会 北九州支部 理事 |
| 馬場 明香里 | 北九州市立大学文学部人間関係学科 学生 |
| 林 元子 | ひびき灘漁業協同組合岩屋支所 岩屋あかもく部会部長 |
| 原田 耕治 | 北九州市調理師連合会 理事長 |
| 藤崎 隆生 | 公益社団法人北九州市歯科医師会 理事 |
| 松井 清記 | 小倉南区自治総連合会 会長 |
| 安木 南 | 公益社団法人北九州市薬剤師会 理事 |
| 山下 伸子 | 北九州消費者団体連絡会 暮らしと食の安全部会 部会長 |

(3) 計画策定に関する検討状況

| 時期 | 検討内容 |
|------|--|
| 令和5年 | 4月21日 第1回北九州市食育推進懇話会 ○令和4年度北九州市健康づくり及び食育に関する実態調査結果について ○第三次北九州市食育推進計画の指標の達成状況について ○次期北九州市食育推進計画について |
| | 7月20日 第2回北九州市食育推進懇話会 ○本市の食を取り巻く背景について ○次期北九州市食育推進計画体系(案)について ○次期北九州市食育推進計画指標(案)について |
| | 8月18日 第3回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画 基本方針Ⅰ・Ⅱの具体的事業について ○次期北九州市食育推進計画スローガン(案)について |
| | 10月27日 第4回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画素案(案)について ○次期北九州市食育推進計画スローガン(案)について |
| 令和6年 | 1月26日 第5回北九州市食育推進懇話会 ○次期北九州市食育推進計画素案に対する市民意見募集の実施結果について |

2 令和4年度健康づくり及び食育に関する実態調査の概要

令和4年度健康づくり及び食育に関する実態調査

(1) 調査の趣旨

令和5年度に終了する「第二次北九州市健康づくり推進プラン」及び「第三次北九州市食育推進計画」の次期プラン策定に向け、その基礎資料とすることを目的に実態調査を実施。

(2) 調査方法

①対象

日本国籍をもつ市民 10,000 人(住民基本台帳から年代別に無作為抽出)

②調査期間

令和4年 10 月 1 日～令和4年10月 31 日

③回答方法

郵送(返信用封筒)回答またはインターネット回答(今回初)

④調査・集計・分析機関

調査実施主体:北九州市保健福祉局健康推進課

集計:株式会社 西日本リサーチ・センター

(3) 回収状況

回収数: 3,264 人 (回収率32.6%、インターネット回答率 56.5%)

有効回答:3,242人 (有効回答率32.4%)

| 年齢 | 発送数(人) | 有効回収数(人) | 有効回収率(%) |
|---------------|--------|----------|----------|
| 0～6 歳(未就学児)※ | 800 | 1,600 | 40.7 |
| 7～12 歳(小学生)※ | 800 | | |
| 13～18 歳(中高生等) | 1,200 | 1,200 | 26.6 |
| 19 歳・20 歳代 | 1,600 | 7,200 | 31.6 |
| 30 歳代 | 1,300 | | |
| 40 歳代 | 1,100 | | |
| 50 歳代 | 1,100 | | |
| 60 歳代 | 1,100 | | |
| 70 歳代以上 | 1,000 | | |
| 合計 | 10,000 | 3,242 | 32.4 |

※参考:平成 29 年度食育に関する実態調査 有効回収率:38.4%

<年代別回収状況(20 歳以上)>

| | 20 歳代 | 30 歳代 | 40 歳代 | 50 歳代 | 60 歳代 | 70 歳以上 | 無回答 | 合計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|---------|
| 回収数 | 214 人 | 322 人 | 350 人 | 374 人 | 522 人 | 508 人 | 11 人 | 2,301 人 |
| 回収率 | 21.4% | 32.2% | 35.0% | 37.4% | 52.2% | 50.8% | | |

3 素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）の結果

(1) 募集期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

(2) 市民意見数

意見数 33件 提出者13（人・団体）

(3) 意見の内容

| 項目 | 件数 |
|----------------------------|-----|
| プラン全体に関するもの | 2 |
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 0 |
| 第2章 食をめぐる現状と課題 | 8 |
| 第3章 基本理念と計画の体系 | 3 |
| 第4章 食育推進の取り組み | 17 |
| I 学びと実践による健康につながる生活習慣の確立 | 4 |
| (1) ライフステージに応じた多様な場での食育の推進 | (3) |
| (2) 健康寿命の延伸につながる食育の推進 | (1) |
| II 次世代へつなぐ社会環境の整備 | 11 |
| (3) 食と環境の調和の推進 | (6) |
| (4) 食の安全・安心の推進 | (1) |
| (5) 社会全体で食育を推進する体制の整備 | (4) |
| III 様々な機会を活用しての食育情報の発信 | 2 |
| その他 | 3 |
| 合計 | 33 |

(4) 計画への反映状況

| 分類 | 件数 |
|--------------|----|
| ① 計画に掲載済み | 6 |
| ② 計画の追加・修正あり | 7 |
| ③ 今後の参考とするもの | 15 |
| ④ 計画の追加・修正なし | 2 |
| ⑤ その他 | 3 |

4 食育推進ピクトグラム（農林水産省）

このピクトグラムは、食育に関する取組の中から代表的なものを分かりやすく抽象化したものです。本計画トピックス内に関連ピクトグラムを掲載しています。



6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」

国は食育推進基本計画の中で、毎年6月を「食育月間」として定め、食育運動を重点的かつ効果的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」として定め、食育推進運動を継続的に展開することとしています。



第四次北九州市食育推進計画

令和6年 3月

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

TEL093-582-2018 FAX093-582-4997

北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課

TEL093-582-2413 FAX093-582-0070

北九州市産業経済局農林水産部農林課

TEL093-582-2078 FAX093-582-1202

北九州市教育委員会事務局総務部企画調整課

TEL093-582-2357 FAX093-581-5871



食を愛そう、未来を愛そう。北九州と。

食には愛が詰まっている。
大切に育まれた愛が込められている。

食の宝庫北九州で
食からの愛をあなたが受け取る。
その愛はあなたの、誰かの、
社会の未来を豊かにする。

食の愛は未来を巡る。

あなたが愛している未来がある。
だから食を愛そう。北九州と。